

遊休農地等※¹を活用して 田舎暮らしや農業体験施設※²の 経営を始める方を応援します！

～田舎暮らし農園施設整備支援事業～

農村地域では、高齢化や後継者不足などにより、使われない農地が増えています。兵庫県では、そのような農地を活用し、二地域居住や移住をする方、農業体験施設を開設する方を支援します。

- ◎遊休農地等の復旧工事、農地活用に必要な農機具庫や作業休憩所整備等の経費
◎空き家を二地域居住の拠点や住まい、農業体験施設にするための改修費等
- を一部助成

※¹ 権利取得時点で、「1年以上耕作されていない農地」または「離農などにより遊休化の恐れのある農地」

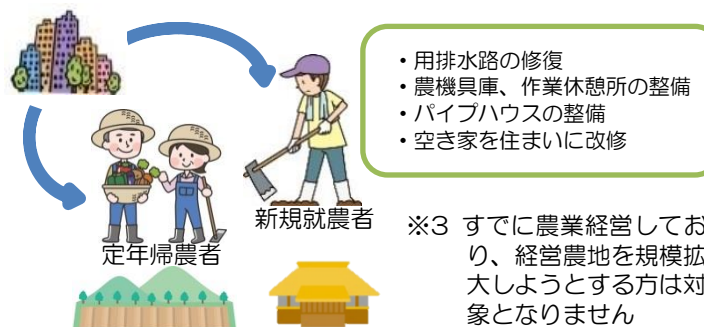
※² 農業体験民宿、農家レストラン、農産物加工体験施設等

①遊休農地等の利用者（二地域居住、家庭菜園、新規就農、定年帰農）

◎二地域居住を実践する方

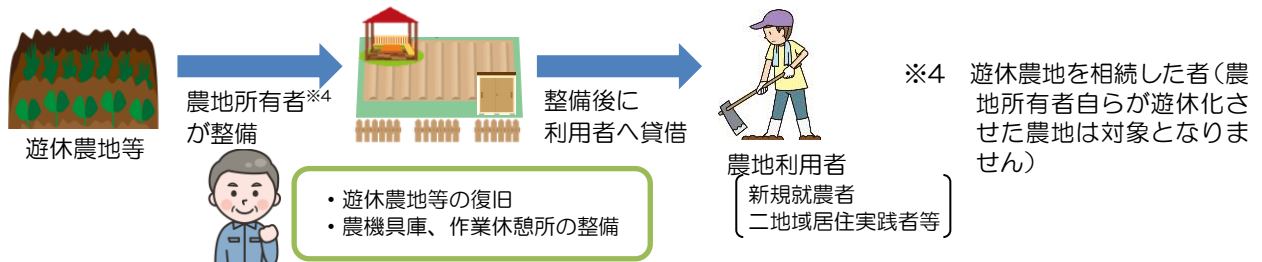


◎移住して家庭菜園・農業を始める方※³



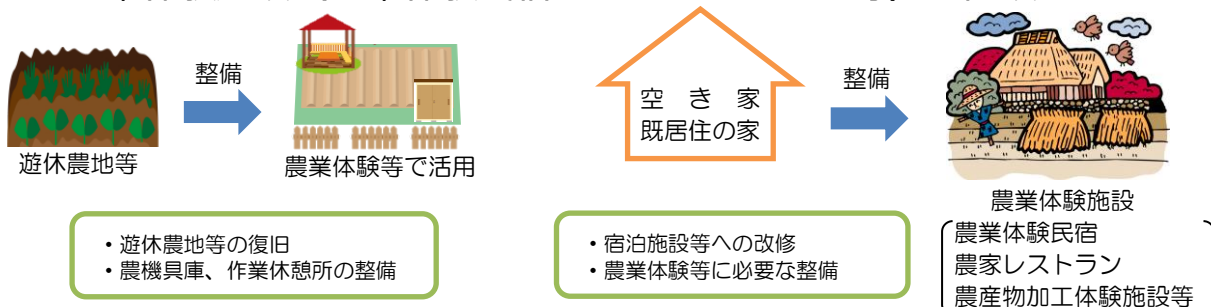
②遊休農地等の農地所有者（遊休農地等を都市住民等に利用してもらう）

◎所有する農地を他の人が利用できるように整備したい方



③農業体験施設開設者（遊休農地等を体験ほ場等として活用）

◎新たに農業体験施設（農業体験民宿、農家レストラン等）を開設する方



1 事業要件

遊休農地等※の活用

※権利取得時点で「1年以上耕作されていない農地」または「離農などにより遊休化の恐れのある農地」

- ◎遊休農地等の所有権もしくは使用収益権の取得が必要です。
- ◎遊休農地等の権利を取得する見込みがある場合（事業完了までに取得）は対象とします。
- ◎過去に権利を取得した遊休農地等は、申請日の1年以内に取得したものを対象とします。ただし、初めて農地の権利を取得した方は、遊休農地等の権利を取得した日から5年以内の申請も対象とします。
- ◎他にも要件がありますので、事前にお問い合わせください。

2 事業内容

「農園施設整備」・「空き家・農業体験施設改修」のどちらか、またはその両方の事業を申請できます。

事業メニュー	農園施設整備		空き家・農業体験施設改修			
内 容	遊休農地等を家庭菜園や営農・体験農園等に活用する場合の農地や施設整備費用の助成		◎ 空き家を二地域居住の拠点や住まいとする場合の改修費用の助成 ◎ 農業体験施設の開設にかかる経費の助成			
対象経費	◎ 農地の復旧 (草・灌木刈り払い、抜根、耕起・整地 等)		水回り（台所、浴室、トイレ）、屋根、内装、外壁等の修繕、改修全般、農業体験施設に必要な施設整備			
	◎ 簡易な基盤整備 (用水路、排水路、畦畔復旧 等)		◎ 対象となる「空き家」は人が居住しない住宅で、以下に該当しないもの ①市街化区域内にあるもの ②本事業の申請時点で、人が居住していない期間が6ヶ月未満のもの ③同じ敷地内の母屋（はなれ）に人が居住しているもの ④賃貸用物件として継続的に管理しているもの			
助 成 額	◎ 施設・備品整備 〔 農機具庫、作業休憩所、トイレ、ベンチ、パイプハウス 等 〕		◎ 農業体験施設改修は、既居住の家の改修も対象となります			
	※対象外…農機具、草刈り機、マルチシート等資材等		◎ 農業体験施設改修は、既居住の家の改修または体験に必要な面積が1/2未満の場合は空き家改修の助成額となります			
助 成 額			対象経費の1/3 または下表の助成額のいずれか低い額が上限となります（千円未満切捨て）			
			＜空き家改修＞		＜農業体験施設改修＞	
	対象経費	助成額	対象経費	助成額	対象経費	助成額
	150万円以上	75万円	300万円以上	100万円	450万円以上	150万円
	150万円未満 100万円以上	50万円	300万円未満 200万円以上	75万円	450万円未満 350万円以上	133万円
	100万円未満 50万円以上	25万円	200万円未満 100万円以上	50万円	350万円未満 250万円以上	100万円
	50万円未満 20万円以上	10万円			250万円未満 150万円以上	66.6万円

3 申請・問合せ先 事業には要件があるので、活用を検討される場合は、まず下記までご相談ください

◎申請・問合せ先

農林(水産)振興事務所	住 所	TEL
神戸農林振興事務所	〒653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5	078-742-8323
阪神農林振興事務所	〒669-1531 三田市天神 1-10-14	079-562-8848
加古川農林水産振興事務所	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-9615
加東農林振興事務所	〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2	0795-42-9422
姫路農林水産振興事務所	〒670-0947 姫路市北条 1-98	079-281-9285
光都農林振興事務所	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25	0791-58-2196
豊岡農林水産振興事務所	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11	0796-26-3694
朝来農林振興事務所	〒669-5202 朝来市和田山町東谷 213-96	079-672-6878
丹波農林振興事務所	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688	0795-73-3793
洲本農林水産振興事務所	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	0799-26-2097

◎問合せ先 兵庫県 農政環境部 農政企画局 総合農政課 楽農生活室

TEL : 078-362-9198 FAX : 078-362-4458 E-mail : rakuno@pref.hyogo.lg.jp